

議案第199号

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま
市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(関係機関との連携) 第17条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務 所、都道府県警察、 <u>母子・父子福祉団体</u> 、公共職 業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦 人相談員、 <u>母子・父子自立支援員</u> 、民生委員、児 童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しな ければならない。	(関係機関との連携) 第17条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務 所、都道府県警察、 <u>母子福祉団体</u> 、公共職業安定 所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談 員、 <u>母子相談員</u> 、民生委員、児童委員、保護司そ の他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。